

小学校 新入学手続きのご案内

更新日 2011年10月04日

区立小学校

1 就学時健康診断

入学する前年の10月中旬に、受診の日時、場所等を記載した「就学時健康診断通知書」をお送りします。
 なお、平成24年度新入学(平成24年4月に入学)の就学時健康診断実施日程は、以下のとおりです。

学校名	実施日	開始時間	受付時間
礒川小学校	平成23年11月9日(水)	午後1時45分	午後1時45分～2時00分
柳町小学校	平成23年11月11日(金)	午後1時45分	午後1時40分～2時00分
指ヶ谷小学校	平成23年11月24日(木)	午後2時00分	午後2時00分～2時10分
林町小学校	平成23年11月9日(水)	午後1時00分	午後1時00分～1時30分
明化小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時45分	午後1時45分～2時00分
青柳小学校	平成23年10月20日(木)	午後1時30分	午後1時30分～2時00分
関口台町小学校	平成23年11月16日(水)	午後1時30分	午後1時20分～1時40分
小日向台町小学校	平成23年11月4日(金)	午後1時50分	午後1時45分～2時00分
金富小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時35分	午後1時30分～1時45分
窪町小学校	平成23年11月24日(木)	午後1時40分	午後1時30分～1時50分
大塚小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時45分	午後1時45分～2時00分
湯島小学校	平成23年11月17日(木)	午後1時55分	午後1時45分～2時00分
誠之小学校	平成23年10月27日(木)	午後2時00分	午後1時30分～1時45分
根津小学校	平成23年10月26日(水)	午後1時30分	午後1時20分～1時30分
千駄木小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時00分	午後1時00分～1時30分
汐見小学校	平成23年11月10日(木)	午後1時35分	午後1時35分～1時50分
昭和小学校	平成23年11月17日(木)	午後1時40分	午後1時30分～1時45分
駒本小学校	平成23年11月24日(木)	午後1時40分	午後1時30分～1時45分
駕籠町小学校	平成23年11月24日(木)	午後1時30分	午後1時30分～1時40分
本郷小学校	平成23年11月22日(火)	午後1時35分	午後1時20分～1時45分

就学時健康診断について、よくあるお問い合わせのQ&Aを作成しました。個々の状況により異なる場合

もごさいますので、ご不明な点や詳細は、担当までお問い合わせください。

Q. 指定校変更の相談をする予定ですが、就学時健康診断は入学を希望する学校で受診することはできますか？

A. 就学時健康診断は、指定校で受診してください。

区内での指定校変更の場合、学校間で就学時健康診断の結果をやり取りすることができますので問題ありません。指定校変更の相談の際に、入学希望校で就学時健康診断を受診していなくても影響はありません。

Q. 指定校の健診日時は都合が悪く、受診ができないのですが…。

A. 指定校以外の学校で受診いただくか、指定校の学校医を巡回いただくことで受診が可能です。指定校に欠席の連絡をする際に、ご相談ください。なお、指定校以外の学校で受診することになった場合は、その学校に事前に連絡をした上で受診してください。

Q. 国・私立小学校に入学が決定(見込み)したのですが、健康診断を受診する必要はありますか？

A. 国・私立小学校で独自に実施する健康診断を受診していただければ結構です。ただし、一部の小学校では独自の健康診断を実施せず、自治体の実施する健康診断の結果を必要とする場合もございますので、予め、入学予定校にご確認ください。

なお、健康診断を受診されていない方が最終的に区立小学校に入学することになった場合には、後日、指定校での面談及び指定校学校医の巡回による健康診断を受診していただきますので、ご不安がある方は、念のため指定校で受診してください。また、すでに入学許可書等がお手元にある場合は、学務課までご提出ください。

Q. 文京区内で転居し、指定校が変更になるのですが、どちらで受診すればよいでしょうか？

A. 元の指定校の健康診断実施日以前に転居が完了し、住民票の異動が確認できれば、届出後3日ほどで新しい住所に就学時健康診断通知書を送付いたします。新しい指定校で健康診断を受診してください。

元の指定校の健康診断実施日以降に転居する場合は、現在、お手元にある就学時健康診断通知書に記載された元の指定校で健康診断を受診してください。また、受診時に後日転居する旨を伝え、実際に転居した後、新しい指定校に電話をし、連絡事項や受領書類等はあるか確認をしてください。

Q. 文京区に転入、もしくは文京区から転出予定ですが、健康診断はどこで受診すれば良いでしょうか？

A. 【文京区へ転入する場合】

1. 前住所地で就学時健康診断を受診していない場合

指定校の健康診断実施日以前のご転入であれば、ご自宅に就学時健康診断通知書を郵送いたしますので、指定校で健康診断を受診してください。指定校の実施日以降のご転入の場合、それ以降の日程で実施する他校で健康診断を受診していただきます。全校の日程終了後のご転入の場合は、指定校での面談及び指定校学校医の巡回により、受診していただきます。いずれの場合も、転入手続き終了後に、学務課までお越しいただきますようお願いいたします。

2. 前住所地で就学時健康診断を受診している場合

受診した学校から健康診断票の原本(学校保管用のもの)を受領いただき、学務課にご提出ください。また、転入手続き終了後に、学務課までお越しいただきますようお願いいたします。

【文京区から転出する場合】

1. 文京区で就学時健康診断を受診している場合

転出先の自治体の教育委員会にお問い合わせいただき、文京区での健康診断の結果が必要と言われたら、受診した学校から健康診断票の原本(学校保管用のもの)を受領し、先方にご提出ください。

2. 文京区で就学時健康診断を受診していない場合

転出先の自治体で就学時健康診断を受診していただくことになりますので、転出先の自治体にお問い合わせください。

2 就学通知書

入学する年の1月上旬に、入学する小学校名、入学月日等をお知らせする「就学通知書」をお送りしています。

「就学通知書」に記載された小学校に入学される場合は、返信用はがき(了知書)を学務課学事係まで返送してください。

指定された小学校の変更(指定校変更)等のご相談がある場合は、学務課学事係までご相談ください。

指定校変更の要件等に関する基準  (PDFファイル127KB)

3 新入学説明会

各小学校で入学説明会が開催されますので、入学予定の小学校の入学説明会に参加してください。平成24年度新入学の入学説明会実施日程は、以下のとおりです。なお、詳細については、各小学校にお問い合わせください。

学校名	開催日時	対象	持参する物
礪川小学校	平成24年2月10日(金)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
柳町小学校	平成24年2月13日(月)午後2時30分より	保護者、対象児童	上履き、筆記用具、靴袋
指ヶ谷小学校	平成24年2月21日(火)午後2時25分より ※公開授業:午後1時20分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
林町小学校	平成24年2月6日(月)午後2時30分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
明化小学校	平成24年2月7日(火)午後2時45分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
青柳小学校	平成24年2月10日(金)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
	平成24年2月9日(木)午後2時40分より		上履き、筆記用具、靴

関口台町小学校	り	保護者のみ	袋 郵便局の通帳・印鑑
小日向台町小学校	平成24年1月31日(火)午後2時40分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
金富小学校	平成24年2月2日(木)午後2時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、 郵便局の通帳・印鑑
窪町小学校	平成24年2月23日(木)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
大塚小学校	平成24年2月6日(月)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
湯島小学校	平成24年1月31日(火)午後2時20分より	保護者、対象児童	上履き、筆記用具、靴袋
誠之小学校	平成24年2月21日(火)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
根津小学校	平成24年2月21日(火)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
千駄木小学校	平成24年1月30日(月)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
汐見小学校	平成24年1月31日(火)午後3時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
昭和小学校	平成24年2月10日(金)午後2時40分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋
駒本小学校	平成24年2月16日(木)午後2時30分より	保護者のみ	上履き、筆記用具
駕籠町小学校	平成24年2月2日(木)午後2時00分より ※公開授業:1時35分より	保護者、対象児童	上履き、筆記用具
本郷小学校	平成24年2月21日(火)午後2時00分より	保護者のみ	上履き、筆記用具、靴袋

4 国立・私立の小学校に入学される方

入学する小学校が交付した入学許可証等を学務課学事係に提出してください。

5 12月以降区内に転入される方で、区立小学校に入学を希望される方

戸籍住民課で転入届出後、前住所地の教育委員会発行の就学通知書及び就学時健康診断関係書類を持参のうえ、学務課学事係で手続きをしてください。

6 心身に何らかの障害があるなど、学校生活に不安のある方

教育指導課特別支援教育担当(電話 5803-1298)までご相談ください。詳しくはこちらまで

指定校変更の要件等に関する基準

平成16年12月22日

16文教学学第768号

学校教育法施行令第8条に基づく指定校変更にかかわる要件及び手続き等について、次のとおり定める。

1 指定校変更の要件

(1) 小学校

- ① 申請理由が別紙の事由に該当する場合、これを承認することができる。
- ② 申請理由が別紙の理由に該当する場合であっても、承認により学級編制や学校教育に大きな障害が生じる場合については、これを承認しないことができる。

(2) 中学校

- ① 学校選択制度の導入により、新入学者及び転学者については、あらかじめ希望校の意見聴取の上で就学すべき学校を指定していることから、指定校変更については、別途定める各中学校の受入れ可能人数に余裕があり、かつ申請理由が別紙の事由に該当し真にやむを得ないものと考えられる場合に限り、承認することができるものとする。
- ② 申請理由が別紙の理由に該当する場合であっても、承認により学級編制や学校教育に大きな障害が生じる場合については、これを承認しないことができる。

2 指定校変更の手続き

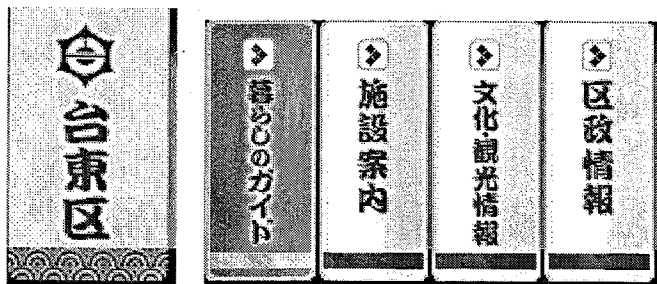
- (1) 指定校変更を希望する保護者は、指定変更申請書に理由を明記し、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会が定める期間内に提出する。
 - ① 教育委員会発行の就学通知書
 - ② その他教育委員会が必要とする書類
- (2) 教育委員会は、要件に該当するか等の確認を行い、申請受理の可否を決定する。
- (3) 申請事由及びその事由を証明する書類に虚偽があった場合は、変更申請を承認した後であっても、教育委員会は、その承認を取り消し、就学通知により指定された学校に就学させるものとする。

付 則

この基準は、平成16年12月22日から施行し、平成17年4月1日以降に入学又は転学する児童又は生徒について適用する。

別紙

事 由	理 由	必要書類・確認方法等
(1)身体的理由	・心身に障害・病気（病弱を含む）があり、指定校への通学には過重な負担を伴う場合 ・長期間、定期的通院を要し、その診療時間が日中限られた時間帯のため、その病院の近くの学校へ通うことが健康維持のため必要な場合	・障害の程度がわかるもの ・診断書（病名、通院方法） ・診察券等
(2)転居予定	・短期間のうちに転居することが確定しており、それが証明できる場合で、当初から転居先の通学区域内の学校に通学した方が望ましい場合	・売買、賃貸契約書の写し等 ・転居先の住所・異動日がわかるもの
(3)兄弟姉妹関係	・当該児童・生徒の兄または姉が変更を希望する学校に在学中であり、同一の学校へ就学させた方が望ましい場合 ・双子であるため、単学級の学校においては、同一学級となることが教育上支障のある場合	・兄、姉の氏名を学齢簿で確認（在籍の確認）
(4)家庭環境	・保護者の就業等により、学校との連絡、放課後の保護等、特に配慮を必要とする場合 ・保護者の長期通院加療及び療養、行方不明等の事由により、一時期または長期に保護する必要がある場合	・勤務証明書 ・保護者以外の者に放課後の保育を依頼する場合、その者の預かり書
(5)在学中の途中 転居	・環境の変化により本人に過重な負担がかかるために継続通学が望ましく、かつ通学に無理のない状況である場合	・在学学校長の意見書
(6)その他	・その他上記事情以外で、保護者もしくは児童、生徒に過重な負担となる等やむを得ない事情と認められる場合	



検索について

検索

Multilingual | English 韓国語 汉语

現在のページ | トップページ | 暮らしのガイド | 教育・青少年育成 | 区立小中学校のご案内 | 転校手続(転入・転出) | 指定校変更条件

指定校変更条件

更新:2010年10月22日

教育委員会が指定校変更を認める主な理由

特別な理由(主な理由)	添 付 書 類
変更する学校に「きょうだい」が在学中であるとき	-
身体的理由があるとき(区内転居含む)	医師の診断書 等
転居予定があるとき(6ヶ月以内)	不動産売買契約書・賃貸契約書コピー等
家庭の事情により家以外の学区域内へ帰宅する理由がある場合【子供の安全確保・緊急時対応ができる】(区内転居含む)	源泉徴収票・勤務証明、祖父母との関係がわかる戸籍 等
その他教育委員会が必要と認める理由があるときや、教育的配慮を要するとき(区内転居含む)	理由に応じた確認書類

※ (区内転居)の表示があるものは、区内転居時に指定校変更を認める理由です。

※ 中学校については、選択制度を実施していますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 添付書類については、理由の証明となるものがが必要です。上記に記載したものは一例ですので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

学務課学事係

電話:03-5246-1411

▲ このページのトップへ戻る

お問い合わせ 台東区役所

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話:03-5246-1111(代表)

台東区役所のご案内

このサイトについて

個人情報保護

Copyright © Taito City. All rights reserved.

指定校変更と区域外就学

学校の指定について

児童・生徒の小・中学校の就学については、教育委員会が住民基本台帳の住所により、就学する学校を指定することになっています。この指定された学校を「指定校」といいます。

指定校変更と区域外就学について

家庭の事情、その他特別な理由があつて、指定校以外の学校に就学する場合に指定校変更・区域外就学という制度があります。この制度のご利用にあたっては、教育委員会事務局学務課にご相談ください。

指定校変更及び区域外就学は、許可基準に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断して、特に支障がないと認められる場合に許可しています。



指定校変更及び区域外就学の許可基準 PDF形式/89KB

手続きについて

必要書類をお持ちの上、教育委員会事務局学務課で手続きをお願いいたします。必要書類は許可基準のとおりですが、事由によってはその他添付書類が必要になる場合があります。

*新入学生について

原則として「学校選択制度」により就学する学校を希望してください。詳しくは「学校選択制度」をご覧ください。

PDF形式のファイルを開くにはAdobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。お持ちでない方は、Adobe

学校教育

[学校の適正配置](#)

[私立幼稚園の補助金](#)

[学力向上の取り組み](#)

[小・中学校就学援助](#)

[すみだ国際学習センター](#)

[墨田区立小中学校・幼稚園の耐震改修状況を公表します](#)

[学校公開](#)

[在籍児童生徒数](#)

[通学区域](#)

[公益財団法人 墨田育英会 \(平成24年度分\)](#)

[小・中学校の入学](#)

[学校選択制度](#)

[指定校変更と区域外就学](#)

[区立幼稚園の入園](#)

[特別支援教育](#)

[校外学習\(移動教室\)](#)

[中学校夜間学級](#)

[墨田区立学校採択教科書](#)

[二学期制](#)

[相談窓口](#)

[子どもの安全・安心対策](#)

[墨田区内スクールゾーン規制図](#)

指定校変更及び区域外就学の許可基準

指定校変更及び区域外就学は、下記の基準に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合に許可しています。

許 可 基 準			必要書類等										
地理的理由	①指定校までの通学距離(直線距離)が、小学校で1km、中学校で1.5km以上ある場合		地図等で位置関係を確認										
身体的理由	②身体的障害のため、希望校への就学が適当と認められる場合。		事情聴取により判断										
	③特別支援学級に通級するため、その通級学級が設置されている学校へ入学を希望する場合。		就学相談担当に確認										
いじめ・ 不登校等 教育的配慮	④いじめ、不登校等のため、指定校以外の学校への入学・転校を希望する場合。		学校長の意見書、詳細な経過書										
	⑤指定校変更または区域外就学を認められている児童(小学生)が性格の問題から同級生と同じ学校への入学を希望する場合。ただし在籍小学校を母体校とする中学校に限る。		学校長の意見書										
	⑥性格の問題等から、転校することが本人にとって大きな負担になると認められる場合。		学校長の意見書(区域外就学のみ)										
家庭の 事 情	⑦共働きのため、児童(小学生)が親の勤務先、または親の実家等に下校するので、その下校先の近くの小学校へ入学を希望する場合。 ※預け先の通学区域小学校への変更を原則とする。		・父母の勤務証明書(自営業の場合は、店舗所有証明書や営業許可書等) ・実家等からの児童を預かる旨の証明書										
	⑧事情により指定校から離れた学童クラブを利用するため、その近くの小学校へ入学を希望する場合。 ※学童クラブの所在地の通学区域小学校への変更を原則とする。		学童クラブ利用承認通知書										
調整区域	⑨住所が調整区域に該当している場合		平成15年4月以降の入学者より適用する。										
	<table><tr><th>該 当 住 所</th><th>指 定 校</th><th>変 更 可 能 校</th></tr><tr><td>向島五丁目48～50番</td><td>第一寺島小</td><td>富 岡 小</td></tr><tr><td>京島二丁目14・15・20～27番 文花三丁目1番</td><td>第四香櫨小</td><td>押 上 小</td></tr><tr><td>八広四丁目48～51番 八広六丁目53～59番 東豊田全域</td><td>八 広 小</td><td>第三香櫨小 中 川 小</td></tr></table>			該 当 住 所	指 定 校	変 更 可 能 校	向島五丁目48～50番	第一寺島小	富 岡 小	京島二丁目14・15・20～27番 文花三丁目1番	第四香櫨小	押 上 小	八広四丁目48～51番 八広六丁目53～59番 東豊田全域
該 当 住 所	指 定 校	変 更 可 能 校											
向島五丁目48～50番	第一寺島小	富 岡 小											
京島二丁目14・15・20～27番 文花三丁目1番	第四香櫨小	押 上 小											
八広四丁目48～51番 八広六丁目53～59番 東豊田全域	八 広 小	第三香櫨小 中 川 小											
その他	⑩転居予定のため、あらかじめ転入先の通学区域校へ入学を希望する場合。 ただし、入学から9ヶ月以内に転居する場合のみ。		家の売買(賃貸)契約書(所在地・入居可能日が確認できるもの)										
	⑪兄弟姉妹が学校選択や指定校変更(区域外就学)許可により通学している学校への入学を希望する場合。(すでに先に入学している兄弟姉妹の在学学校へ変更を原則とする。)												
	⑫転居により学区が変わったが、一定の期間だけ元の学校に在学を希望する場合。												
	⑬母子家庭等で、転校による経済的負担が大きいと認められる場合。												
	⑭事情があって学区外に住民登録があるが、実際は学区内に居住している場合。		実際の居住地を確認できる書類										
	⑮児童または保護者が外国籍で、会話や日本語の理解力に不安があるため、言葉の面で援助が得られる環境がある学校への入学を希望する場合。												



小学校転入学手続き

教育委員会事務局 学務課 学事係 窓口:06-02 電話:03-3647-9174 FAX:03-3647-9053

最終更新日:2012年01月24日 08時31分

(1)江東区内で転居する場合

- 通学区内での転居
 - ・在籍校に住所を変更した旨をご連絡ください。
- 通学区外への転居
 - ・住民票の異動手続き時に、学齢のお子さまがいる場合には、通学区により指定する学校への転入学通知書が交付されます。在籍していた学校に申し出て転校に必要な書類(在学証明書・教科書給与証明書)を受け取り転入学通知書と合わせて転入学(転校)する学校へご提出ください。
 - ・転居後も在籍していた学校に引き続き通学を希望する場合は、教育委員会での「指定校変更申請の手続き」が必要となります。

(2)他の区市町村から江東区へ転入する場合

- 江東区の学校へ転入学(転校)するとき
 - ・住民票の異動手続き時に、学齢のお子さまがいる場合には、通学区により指定する学校への転入学通知書が交付されます。在籍していた学校に申し出て、転校に必要な書類(在学証明書・教科書給与証明書)を受け取り転入学通知書と合わせて転入学(転校)する学校へご提出ください。
 - 転入後も現在通学している学校へ引き続き通学するとき
 - ・国立や私立の学校へ通学中の方は、住民票の異動(転入)手続き時にその旨をお伝えください。
 - ・他の区市町村立学校へ通学中の方は、住民票の異動(転入)手続き時にその旨をお伝えください。
- この場合、引き続き通学する学校を所管する教育委員会での手続きが必要となります。

※ 学校選択制度で学校選択できるのは、新1年生の入学時(区内在住の方で、学校選択希望票を提出期限までに提出できる方が対象)の1回のみです。
 新1年生以外の学年で江東区へ転入してきた方については、学校選択の対象となりませんので、住民登録地の通学区の学校(=指定校)への転入学となります。

(3)江東区から他の区市町村へ転出する場合

- 転出する区市町村立の学校へ転入学(転校)するとき
 - ・現在通学中の学校に申し出て、転校に必要な書類(在学証明書・教科書給与証明書)の交付を受け、転出先の区市町村で転入学通知書の交付・指示を受けてください。
- 転出後も現在通学している江東区立学校へ引き続き通学を希望するとき
 - ・江東区教育委員会での「区域外就学申請の手続き」が必要となります。

(4)海外から江東区に転入する場合

- 日本国籍を有する児童・生徒
 - ・住民票の登録(入国)手続き時に、学齢のお子さまがいる場合には、通学区により指定する学校への転入学通知書が交付されます。編入学する学校へご提出ください。
 - ・入国後、既住民登録地に戻ってきた場合など、転入学通知書(編入学)の交付が受けられない場合は、お子さまのパスポートと印鑑を持参のうえ、教育委員会へお越しください。
 - 外国籍の方で入国後、区立学校への入学を希望するとき
 - ・入国後、お子さまのパスポートと外国人登録証等を持参の上、教育委員会での入学申請を行ってください。
- ※ 学校選択制度で学校選択できるのは、新1年生の入学時(区内在住の方で、学校選択希望票を提出期限までに提出できる方が対象)の1回のみです。
 新1年生以外の学年で江東区へ転入してきた方については、学校選択の対象となりませんので、住民登録地の通学区の学校(=指定校)への編入学となります。

(5)江東区から海外へ出国する場合

児童生徒の国籍を問わず海外へ出国(長期滞在)する場合は、原則として「退学」となりますので、渡航先、海外滞在予定の期間、渡航先での教育機関等を在籍の学校へ届け出てください。

(6)区立学校在籍中の外国人の方が住所変更する場合

同ページに表記した内容に準じた諸手続きが必要となりますので、外国人登録地の異動の際には、教育委員会までご連絡ください。

●指定校変更・区域外就学申請の手続き

1.転居時の指定校変更申請

江東区内で通学区域外へ転居したが、今まで通学していた学校へ引き続き就学を希望する場合には、その旨を学校にご相談ください。学校長の承認を受けると学校長の発行する指定校変更の意見書が交付されます。意見書の交付を受けた後、すみやかに教育委員会への申請手続きを行ってください。申請すべてが認められるとは限りませんのであらかじめご了承ください。詳細につきましては学務課学事係までお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・江東区教育委員会が発行した転入学通知書(転居先の指定校)
 - ・入学希望校(就学の継続を希望する学校等)の校長が発行した意見書
 - ・印鑑
- (転居時の受付けは事由発生後、随時受付けています。)

2.転出時の区域外就学申請

江東区外への転出により、他の区市町村に住民登録をする方が、引き続き江東区立学校への就学を希望する場合には、その旨を学校にご相談ください。学校長の承認を受けると学校長の発行する区域外就学の意見書が交付されます。意見書の交付を受けた後、すみやかに教育委員会への申請手続きを行ってください。申請すべてが認められるとは限りませんのであらかじめご了承ください。詳細につきましては学務課学事係までお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・住所地の住民票1通(世帯全員・続柄記載のもの)
 - ・入学希望校(就学の継続を希望する学校等)の校長が発行した意見書
 - ・印鑑
- (転出時の受付けは事由発生後、随時受付けています。)

○指定校変更・区域外就学基準表

指定校変更・区域外就学基準表につきましては、下記のPDFファイルをご覧ください。

関連ドキュメント

[指定校変更・区域外就学基準表\(13.7 KB\)](#)



PDF書類をご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。

左のアイコンをクリックし無料配布されているAdobe Readerをダウンロード、インストールしてください。

関連ページ

[区立小学校の児童数・学級数](#)

[区立小学校の通学区域](#)

関連施設

[区立小学校](#)

指定校変更・区域外就学基準表

平成23年6月13日現在
江 東 区 教 育 委 員 会

1 承認基準

番号	条 件
1	転居後も引き続き在籍校を希望するとき
2	児童が下校後、保護者の共働き等の理由によって保護者以外の者に預けられているとき
3	児童が下校後、学童クラブに入会しているとき
4	児童が下校後、自宅以外の保護者の営む事業所にいるとき
5	近い将来転入することが明白であり、変更を認めることに合理的理由があると認められるとき
6	児童・生徒の身体的理由により、変更の必要性があると認められるとき
7	学校統廃合を理由とするとき
8	調整区域を理由とするとき
9	その他、教育委員会が教育的配慮により、変更の必要性があると認めるとき
※ ただし、人口増等の事由により、児童・生徒の学校への受入れが困難な地域については、上記承認基準のうち2・3・4・7番を除くものとし、当該学校毎に承認を判断することとする	

2 注意事項

- 事前に受入れ校の学校長の承諾を得、意見書を提出させる
ただし、8の場合は意見書を不要とする
- 区域外就学については、合理的な交通機関を利用し通学可能であること
- 申請書の理由の欄に以下の内容を明記させる
 - 番号 2・・・預かる人の氏名及び住所
 - 3・・・学童クラブの名称及び住所
 - 4・・・事業所名及び住所
 - 5・・・転入先住所及び転居予定日
(売買契約書等を添付させることができる)
 - 6・・・身体的理由
 - 9・・・具体的理由

[トップページ](#) > [ライフステージ別ガイド](#) > [学校](#) > [入学・転入](#) > [指定校変更・区域外就学について](#) > 指定校変更の許可基準について

更新日:2008年11月27日

指定校変更の許可基準について

手続きは学務課学事係となります。
詳細についてはお尋ねください。

基準番号	許可基準	添付書類	留意事項
1	指定校への通学が、距離・時間・通学上の安全確保等の観点から支障があると認められる場合	-	-
2	おおむね1年以内に品川区内で転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等	-
3	保護者の就労等の理由により下校時または登校前にやむを得ず児童を近親者等に預けざるを得ない場合 ※小学生に限る	近親者等の預かり同意書、 保護者の就労、営業等状況を 確認できるもの 親族関係が証明できる証明書 (戸籍・住民票等)	近親者等とは親族関係があるものに限る
4	慢性疾患等で長期間、定期的に通院治療を必要としかつ、診療時間の関係により、病院の最寄の学校へ通学する必要があると認められる場合	診察券、診断書等	自宅、学校、病院の距離・地理関係について確認が必要
5	その他教育委員会が特に必要と認めた場合	状況に応じて適時提出	客観的判断による

※ 学校の状況によっては、希望校への受入れが出来ない場合があります。

※ 必要に応じて、記載以外の書類を提出していただく場合があります。

お問い合わせ
学務課 電話:03-5742-6828

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報のお取り扱いについて](#) | [このホームページについて](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.

